

1号 建築物清掃業登録基準

| 業種／業務内容 | 人的要件 | 物的要件 | 作業・機械器具等の維持管理方法 |
|--|---|--|---|
| <p>建築物清掃業</p> <p>(建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。))</p> | <p>1 清掃作業監督者がいること。</p> <p>《資格》 清掃作業監督者(再)講習会修了者※ (注) ・講習の修了した日から6年を経過していないこと。 ・2ヶ所以上の営業所又は2以上の登録業種の監督者等との兼任はできない。 ・特定建築物の管理技術者との兼任はできない。</p> <p>【講習会受講資格】</p> <p>①職業能力開発促進法に基づくビルクリーニングの職種に係る検定合格者(ビルクリーニング技能検定(審査)合格者) ②建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者</p> <p>2 従事者は研修を修了していること。</p> <p>《実施主体》 事業者又は厚生労働大臣の登録を受けた者により定期的に行われること。 《指導者》 研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。 《研修対象者》 清掃作業に従事するもの全員が受講できるものであること。 《研修内容》 清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法、清掃作業の安全と衛生に関するもの。 《研修頻度》 作業に従事する者全員が1年に1回以上受けられること。 作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、何回かに分けて行うことも可能であること。 《研修時間》 研修内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要であること。</p> | <p>次の機械器具を有すること。</p> <p>①真空掃除機 ②床みがき機</p> <p>(注) ・機械器具等は原則、事業者が所有していなければならない。 ・同一の機械器具等で、2ヶ所以上の営業所、又は2以上の事業区分での登録を受けることはできない。</p> | <p>①床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。 ②カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。 ③日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。 ④建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。 ⑤真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。 ⑥廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。 ⑦ ①から⑥までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。 ⑧ ⑦に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、三月以内ごとに一回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。 ⑨清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑩建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者(以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。)からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p> |

※講習会の詳細については、(公財)日本建築衛生管理教育センター<http://www.jahmec.or.jp> Tel:教務課 03-3214-4624 にお問合せください。